

北海道老人福祉施設協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、北海道老人福祉施設協議会（以下「本会」という）と称し、通称を「道老施協」と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を北海道社会福祉協議会事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、老人福祉事業の運営及び経営の強化を通じて老人福祉の発展を期するため、北海道における老人福祉施設相互の連絡調整を図るとともに、老人福祉事業に関する調査・研究・研修並びに情報提供を行い、かつその実践をはかることを目的とする。

(構 成)

第4条 本会は、道内の老人福祉施設等のうち、本会の目的に賛同する施設をもって構成する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 老人福祉事業の運営・経営並びに老人介護に関する調査・研究、及び推進
- 2 老人福祉施設職員の資質向上
- 3 老人福祉施設並びに関係機関・団体等との連絡調整
- 4 ブロック組織の支援
- 5 老人福祉、介護を目的とする事業に関する啓発宣伝
- 6 その他、目的達成に必要な事業

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 4名 |
| 幹 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第7条 会長・副会長並びに監事は、会員の中から総会において選出する。

- 2 幹事に欠員を生じた場合は、欠員を補充することができる。
- 3 上部団体の役員は、会員の中から幹事会において推薦する。
- 4 幹事は、ブロック組織の正副会長を充てるものとし、その同数を別表により定数と定める。但し、本会の会長・副会長・監事並びに各委員会の委員長は対象から除外するものとし、これにより定数を満たさなくなる場合は、当該ブロック組織からの推薦者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長が指名する副会長がこれを代行する。
- 3 幹事は、本会の会務を執行する。
- 4 監事は、会務の執行状況及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再選を妨げない。

- 2 補欠による役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(名誉会長)

第10条 本会に名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、総会の承認を得て会長が委嘱するものとし、任期は特に定めない。

(顧問)

- 第10条の2 本会に顧問をおくことができる。
- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議)

- 第11条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議は、総会・正副会長会議・幹事会（ブロック正副会長会議）とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。
 - 3 総会の議事の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって成立する。

- 第12条 総会は次の事項を処理する。
- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項
 - 2 幹事会は、本会会則に関するもの他、次の事項を議決する。
 - (1) 総会において議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事
 - 3 正副会長会議は、次の事項を協議し執行する。
 - (1) 幹事会において議決する事項の検討
 - (2) 幹事会の議決を要しない会務の執行に関する事

- 第13条 定期総会は、原則として毎年2月に開催する。
- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたときもしくは監事から会議の目的を示して請求があったときは速やかに開催しなければならない。

- 第14条 総会の議長は、総会出席会員の中から選任する。
- 2 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

(委員会)

- 第15条 本会の運営並びに事業の円滑な推進を図るため、各ブロックより推薦された者並びに会長が委嘱する知識経験者等で構成する委員会を置くことができる。
- 2 設置する委員会及び業務の分担、その他必要な事項は、幹事会において定める。
 - 3 委員会に、委員会担当副会長の指名により委員長をおく。また、委員の互選により副委員長をおき、会議は会長と協議の上、委員長が招集し、議長の任にあたる。
 - 4 委員会において審議及び企画並びに調査研究された事項は、会長に報告し、必要な事項は本会会議に提出し、もしくは事業の運営に反映されなければならない。

(ブロック組織)

- 第16条 本会の組織強化及び施設相互の連絡提携を図るため、ブロック組織を設置する。
- 2 ブロック組織は、札幌市・総合振興局・振興局区域を単位として、市部及び当該区域内の施設数により構成するものとし、別表のとおり定める。

(災害対策本部)

- 第17条 道内に災害が発生した場合、会長はその程度により必要性を判断し、本会に災害対策本部を設置する。
- 2 災害対策本部は会長を本部長とし、担当委員会が運営し、担当委員会の委員長は会長を補佐する。
 - 3 各ブロック老施協はブロック内の災害協定等をもとに災害支援対策を講ずるとともに、災害対策地区本部として災害対策本部と連携する。
 - 4 災害対策本部は被災地及び各ブロック老施協と連携し、被災施設の情報収集を行うとともに、物資の支援や職員の派遣などを協議する。

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費・事業収入・助成金・寄付金等をもってこれに充てる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

(議 事 録)

第20条 総会の議事、議決事項については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した人員
- (3) 議決事項
- (4) 継続審議となった議事の内容

(会則の変更)

第21条 この会則は、総会の議決を経て変更することができる。

附 則

1. この会則は、昭和63年5月20日に公布し、平成元年3月1日より施行する。
2. なお、昭和46年4月1日施行の運営内規は、本会則の施行をもって廃止する。

附 則

この会則は、平成2年3月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成6年2月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月27日より施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年1月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年1月15日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月22日より施行する。

附 則

この会則は、令和2年1月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年9月11日から施行する。

<別 表>

ブロック	地 域	幹事数
第1ブロック	札幌市	3
第2ブロック	石狩管内（札幌市を除く管内の市を含む）	2
第3ブロック	渡島・檜山管内（市を含む）	3
第4ブロック	胆振・日高管内（市を含む）	3
第5ブロック	後志管内（市を含む）	3
第6ブロック	空知管内（市を含む）	4
第7ブロック	十勝管内（市を含む）	3
第8ブロック	釧路・根室管内（市を含む）	3
第9ブロック	留萌・上川・宗谷管内（市を含む）	4
第10ブロック	オホーツク管内（市を含む）	4
合 計		32

※幹事数には道老協正副会長、監事、各委員会の委員長は含まれない